

2022年12月21日

各 位

大阪労働者弁護団
代表幹事 平方 かおる



〒530-0047 大阪市北区西天満4-10-19-603
電話 06-6364-8620 FAX 06-6364-8621

裁量労働制の適用範囲拡大に断固反対する緊急声明

1 現在、厚生労働省の労働政策審議会（労働条件分科会）において、裁量労働制のあり方についての検討が行われているところである。

2 上記分科会においては裁量労働制の対象業務の範囲が論点の一つとして議論されているが、公表された会議資料（例えば2022年11月29日の分科会資料No.3「労働時間制度に係るこれまでの労使の主な御意見」）によれば、同分科会において使用者側委員からは裁量労働制の対象業務の拡大を求める意見が相次いでいるのに対し、労働者側委員からは「仮に対象業務を拡大することになれば、労働時間が正確に管理されない労働者の数が増えることを大いに懸念（する）。長時間労働を助長し、労働時間法制の原初的な使命である労働者の健康確保の観点から問題がある事案を増やしかねないため、裁量労働制の安易な拡大については反対」などの強い反対意見が出されているとのことである。

しかるに、一部報道（2022年11月29日毎日新聞）によれば、「厚労省幹部」が「与野党の議論が紛糾する国会会期中は避け、来年の通常国会が始まる前の年内には一定の結論を出したい」と述べたとされている。このような報道によれば、厚労省は、事務局主導で強引に議論を進め、対象業務の拡大を拙速に決めようとしていることがうかがわれる。

3 そもそも裁量労働制は、現実の労働時間を規制対象とする労働時間規制の本則から見れば例外的な制度である。労働時間を一定と「みなす」という法的効果を認めるこことによって、労働時間規制をいわば「骨抜き」にする制度ともいえ、労働者の健康確保の観点からは極めて問題の多い制度である。

しかも、2021年6月25日に公表された「裁量労働制実態調査」によれば、裁量労働

制を適用されて労働している労働者のうち、自分自身のみなし労働時間について「分からない」と答えた労働者が専門型で 40.1 %、企画型で 27.4 %にものぼっている。このデータからは、多くの労働者が、裁量労働制という制度について十分に理解しないまま制度の適用を受けていることがうかがわれ、現行の制度そのものも適正に運用されていないことが強く疑われる。

- 4 前記調査の内容を踏まえても、裁量労働制について取り組むべき喫緊の課題は、要件や導入手続の厳格化を含め、実効的な労働者保護の仕組みについて議論することであって、対象業務の拡大を議論することなど言語道断である。

ましてや、裁量労働制の対象業務という労働者保護に大きな影響を及ぼしかねない重大な問題について、立法府（国会）での議論を回避するため、行政府（内閣）が厚生労働省令（労基法施行規則）や厚生労働大臣告示の改正によって強引に推し進めるなどということは、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とする日本国憲法 27 条 2 項に反する疑いすら生じさせる事態であり、決して許されるものではない。

当弁護団は、裁量労働制の対象範囲拡大については、断固として反対するものである。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 小野順子
〒 562-0014 箕面市萱野 4-3-10 箕面野口ビル 402 号
メイプル法律事務所 [TEL] 072-723-9800